

鹿嶋市教育行政評価報告書
—平成24年度事業—

平成25年11月

鹿嶋市教育委員会

目 次

はじめに

目次

I 鹿嶋市教育行政評価委員会答申	P 1
はじめに	
総合評価	
1 平成 24 年度教育行政運営方針における主要事業評価	P 2
2 今後の教育行政評価の在り方について	P 8
3 教育行政評価委員会 審議経過	P 9
4 評価委員会委員名簿	P 9
II 鹿嶋市教育行政評価委員会の答申を受けて	P 10
1 総合評価について	P 10
2 平成 24 年度教育行政運営方針における主要事業評価について	P 10
3 今後の教育行政評価の在り方について	P 13
資料	P 14
1 鹿嶋市教育行政評価事業一覧	P 14
2 評価シート (NO. 1～NO. 15)	P 15

はじめに

教育行政評価については、平成 20 年 4 月 1 日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」第 27 条の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表していくこととされています。

評価については、教育行政運営方針に基づいた主要事業について、それぞれの施策について効果的な運営を行うために、各事業の達成目標とこれまでの経過を確認し、どのように運営されてきたのか、そして、事業の評価を次年度の施策にいかに関与させるか、という視点でご審議いただきました。

また、今回から評価シートの見直しを行い、「必要性」、「執行段階の効率性」、「有効性」の視点を取り入れることで、各事業の投入コストと事業によって得られた結果の関係をわかりやすくすることに努めました。

評価の結果、教育行政運営方針に従って、各種事業がおおむね適正に実施されているという評価を受けています。しかし、「芸術祭・市美術展覧会等の開催」において、若い世代を含め、参加者を増やすための企画、取組が課題とされていることや、学力向上の推進活動に関する厳しい自己評価姿勢は理解できるが、第三者からの観察でも常日頃の改善努力は認められるので、今後はより明確な目標設定と評価指標の設定により自己評点を上げる努力が求められています。

さらに、評価の更なる進展のためには、評価指標の開発と情報の収集、すなわち根拠に基づく明確な評価を進めるべく、今後もしつその工夫・改善に取り組むようご指摘がありました。

今後は、鹿嶋市教育行政評価委員会の答申を受け、取りまとめた平成 24 年度事業に対する教育行政評価報告書に基づき、教育行政のあり方や事業の改善等に取り組んでいきます。

結びに、平成 25 年度鹿嶋市教育行政評価委員会では 5 回にわたる熱心で慎重なるご審議をいただき、各委員の皆様に対し改めて感謝申し上げます。

平成 25 年 11 月

鹿嶋市教育委員会委員長 小澤 和夫